

# 宮崎市建築物中間検査マニュアル

令和5年（2023年）10月

宮崎市都市整備部建築行政課

## 目次

I 中間検査について	P.3
1. 特定工程の指定（中間検査の対象拡大）	
2. 中間検査の対象を拡大した背景	
3. 中間検査と施工状況報告書の関係	
4. 中間検査に関する注意事項	
II 対象建築物、特定工程等	P.4
III 申請手続き	P.5
1. 手続きフロー	
2. 中間検査の申請前の準備等	
3. 申請書の様式及び添付書類	
4. 手数料の算定方法	
IV 中間検査の方法	P.12
1. 現場に準備する書類	
2. 目視又は実測による検査項目	
3. 中間検査に関する留意事項	

### 申請様式等

1. 中間検査申請書様式
2. 検査申請書等チェックリスト
3. 中間検査の申請に関する工事監理報告書
4. 中間検査チェックシート（木造用）
5. 中間検査申請手数料の算定シート
6. 中間検査申請書第四面の記載例

### 参考書籍等

- ・ 建築構造審査・検査要領実務編検査マニュアル2012年版  
【日本建築行政会議編集、（一財）建築行政情報センター発行】
- ・ 建築構造審査・検査要領-確認審査等に関する指針-2022年版  
【日本建築行政会議編集、（一財）建築行政情報センター発行】

## I 中間検査について

### 1. 特定工程の指定（中間検査の対象拡大）

中間検査は、建築基準法第7条の3及び第7条の4の規定に基づき、対象建築物が「特定工程」に係る工事を終えたときに行われるものです。

「特定工程」は、同法第7条の3第1項1号に基づくもの（法で指定するもの）と同項第2号に基づくもの（特定行政庁が告示で指定するもの）があります。

宮崎市では、同項第2号の規定に基づく特定工程を定め、令和5年10月1日より施行します。

### 2. 中間検査の対象を拡大した背景

建築基準法及び建築士法では、一定規模以上の建築物を工事する際には、建築主は定められた建築士の資格を持つ工事監理者を定めなければならない、その工事監理者は工事が確認申請書等のおり実施されているかを確認することが要求されています。

しかし、不適切な工事監理により、安全性や品質・性能不備等による違反建築が全国的な問題となり、国が中間検査の対象拡充を特定行政庁に要請したことを受け、より一層の工事監理の適正化を徹底することを目的として、新たに特定工程の指定を行うものである。

### 3. 中間検査と施工状況報告書の関係

中間検査は、建築基準法第7条の3の規定に基づき、対象建築物が特定工程を終えた際に、既に工事されている部分の適法性を確認するため、建築主事又は指定確認検査機関が「検査」を行うものです。

一方で、施工状況報告書は、宮崎市建築基準法施行細則第12条の規定に基づき、一定の建築物の適法性を確認するため、施工段階における「報告」を工事監理者へ求めているものです。

宮崎市ではこれまで、施工状況報告書において、主に「構造規定」に関する報告を求めていましたが、中間検査で構造規定の検査を行う場合は、施工状況報告の対象建築物であったとしても、「構造規定」に関する報告は不要となります。

ただし、中間検査の対象建築物であっても、長屋又は共同住宅で階数が2以上のものは、施工状況報告書で、界壁等の「防火規定」に関する報告が必要となりますのでご注意ください。

### 4. 中間検査に関する注意事項

建築主は、特定工程に係る工事を終えた日から「4日以内」に中間検査申請を行う必要があります、中間検査の合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工事を施工することができません。

なお、工事施工者等の選定手続き及び計画変更、設計変更（軽微な変更）等の変更手続きが終了していない場合は、中間検査申請の受付ができませんので、事前に手続きをお願いします。

## Ⅱ 対象建築物、特定工程等

項目\区分	法で指定するもの【第1号】	宮崎市が告示で指定するもの【第2号】
指定区域	全国	宮崎市全域
対象となる 建築種別	新築、増築又は改築	
対象となる 構造・用途等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数が3以上である鉄筋コンクリート造等のうち 共同住宅（共同住宅の用途を一部有する一の建築物も含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数が2以上の長屋又は共同住宅（これらの用途を一部有する一の建築物も含む）</li> <li>・鉄筋コンクリート組積造のもの</li> </ul>
指定する 特定工程	<p>2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事 （当該配筋工事を現場で行わないものは、2階の床版及びこれを支持するはりの取付工事）</p>	<p>【木造】 屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法等は耐力壁の工事）</p> <p>【鉄骨造】 1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事</p> <p>【鉄筋コンクリート造等】 2階の床（階数が1の建築物にあっては屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事</p> <p>【その他の構造】 2階の床（階数が1の建築物にあっては屋根）及びこれを支持するはりを取り付ける工事</p>
建築物が2以上ある場合 又は工区分けした した場合	全工区において、中間検査が必要 （複数回の中間検査申請を行う）	初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程のみ （混構造の場合も同様に適用する）
法第68条の20の認証型 式部材等	中間検査の「対象外」	中間検査の「対象外」
法第85条の適用を受ける 建築物	中間検査の「対象外」	中間検査の「対象外」

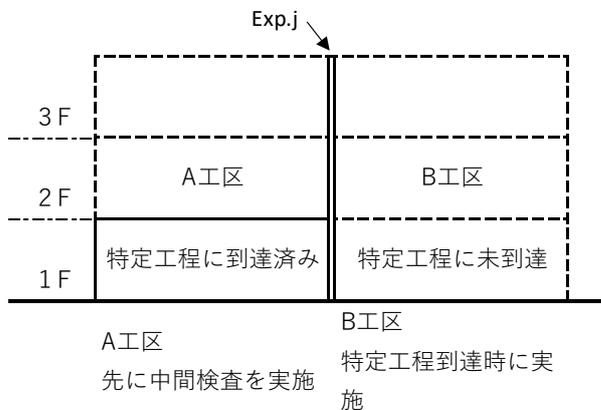
## 1. 法第7条の3第1項第一号（法で定めるもの）の検査対象部分

### ① 2以上の工程が存在する場合（複数棟の場合）



申請が複数棟となる場合、同一棟の場合と同様に特定工程に到達する都度検査を行う。

### ② 2以上の工程が存在する場合（同一棟の場合）



A工区が特定工程に到達したときに1回目の中間検査を行い、その後、B工区が特定工程に到達したときに2回目の中間検査を行う。（特定工程に到達する時期が複数回にわたる場合、その都度検査を行う。）

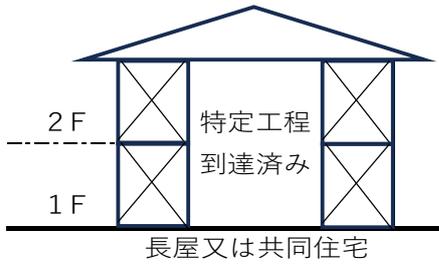
### 〈参考〉

- 平成19年6月20日 国住指第1332号 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）
- 建築構造審査・検査要領 -確認審査等に関する指針- 2022年版

2 法第7条の3第1項第二号（特定行政庁が告示で指定するもの）の特定工程

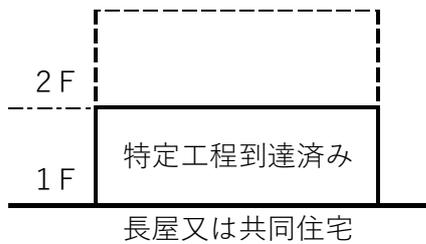
【1】長屋又は共同住宅で階数が2以上のもの

① 木造



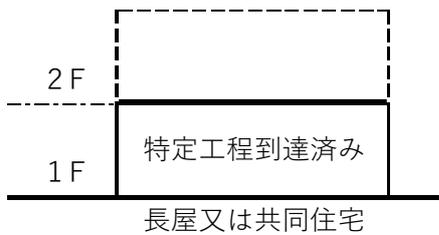
屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事  
(枠組壁工法等は耐力壁の工事等)

② 鉄骨造



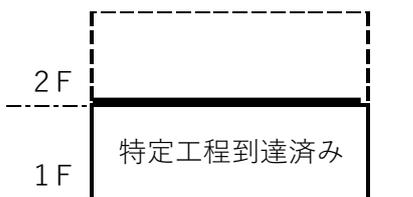
1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事  
※ただし、上層階の建て方工事を一体的に行う場合等は、  
施工された2階以上の部分も検査対象となります。

③ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造



2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

【2】鉄筋コンクリート組積造



2階の床（階数が1の建築物にあっては屋根）及びこれを支持  
するはりに鉄筋を配置する工事

【3】 その他の特殊なケース

① 混構造（新築の場合）ケース1



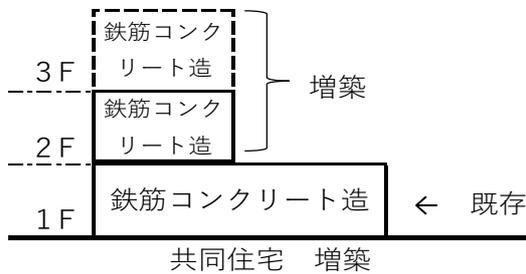
1階床面積 鉄骨造 < 鉄筋コンクリート造  
鉄筋コンクリート造部分の屋根及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

② 混構造（新築の場合）ケース2



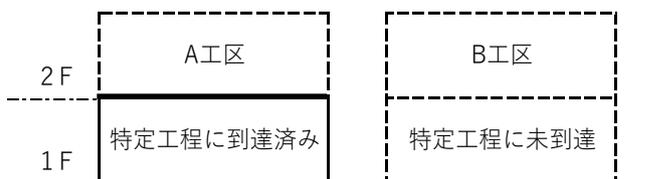
1階床面積 鉄筋コンクリート組積造 < アルミ合金造  
アルミ合金造部分の屋根及びこれを支持するはりを取り付け工事

③ 増築



増築部分が初めて特定工程に達したとき  
3階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

④ 2以上の工程が存在する場合（複数棟の場合）



B工区の2FL は検査を行わない。  
同一棟の場合も同様

### 3 検査の特例 対象建築物の取扱いについて

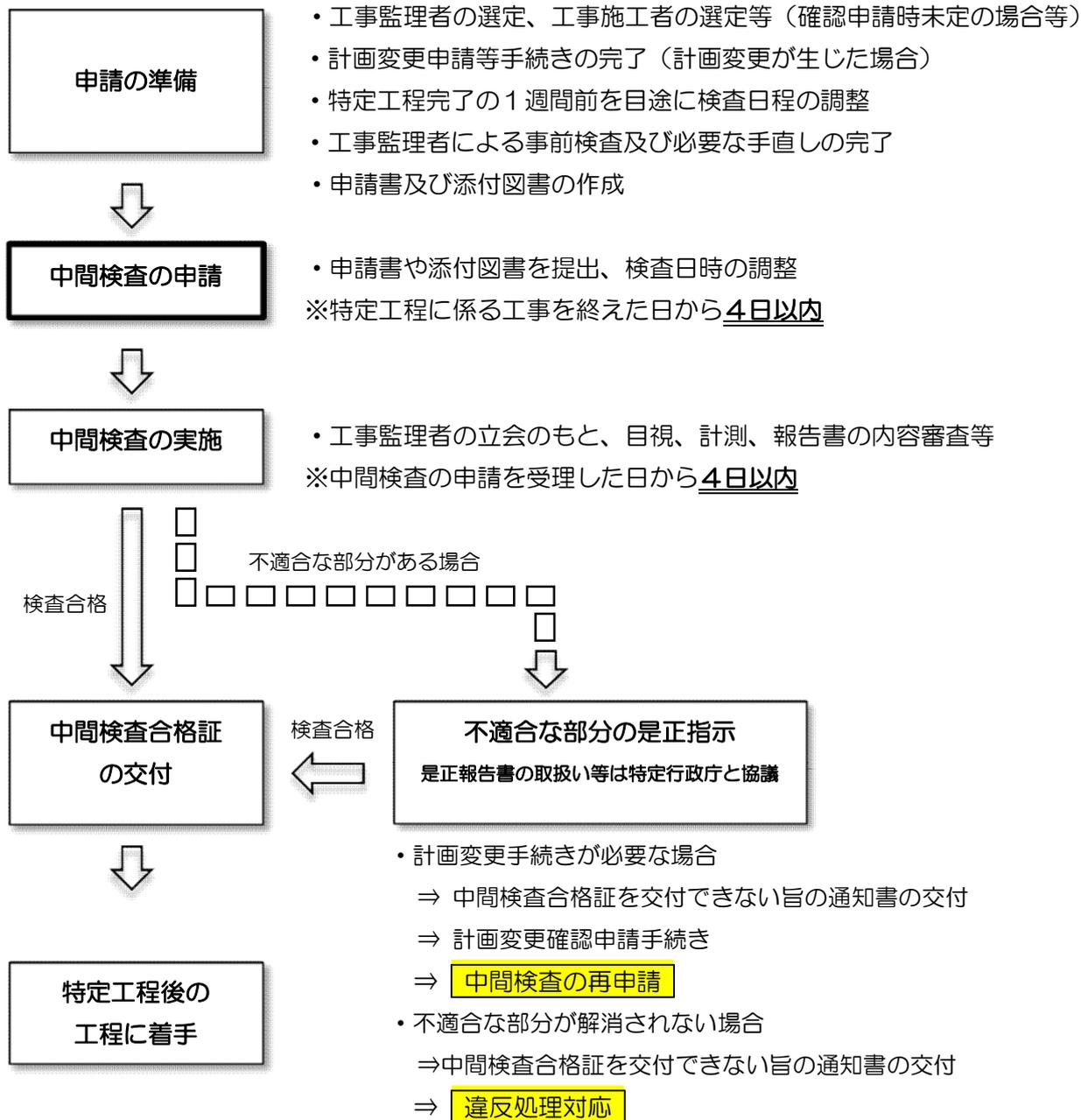
法第7条の5の検査の特例の対象となる建築物のうち、工事監理者によって設計図書のとおりにより工事が実施されたことが確認されたものについては、構造規定などの単体規定のうち一部の規定が検査の対象から除外されますが、中間検査の対象建築物においては、検査の特例の範囲が適正に監理されていることが確認できる工事写真及び接合金物配置平面図等の準備をお願いします。

これらの書類等の整備に不足がある場合は、適法、適正な施工がなされているかの判断が出来ず、中間検査合格証が交付できない場合がありますので、十分にご注意ください。

また、特例の範囲外（前面道路の幅員、建物の配置、敷地の安全性等）については、現地検査（目視にて確認申請書等と現場と照合）を行い、必要に応じて実測等を行います。

### Ⅲ 申請手続き

#### 1. 手続きフロー



## 2. 中間検査の申請前の準備等

中間検査の申請前に、必ず以下の項目をご確認のうえ、必要な手続き等を行ってください。  
必要な手続き等が行われていない場合、中間検査を行うことができません。

### ① 工事監理者の選定が行われていること

法第5条の6第4項の規定等に基づく工事監理者の選定を行ってください。

確認申請時に「未定」としていた場合には、着工前に工事監理者の選定に関する届を提出してください。工事監理者が変更となった場合には、変更に関する届出書を提出してください。

### ② 工事施工者の選定が行われていること

確認申請時に工事施工者が「未定」であった場合や申請以降に工事施工者が変更になった場合は、選定（変更）届出書を提出してください。

### ③ 計画変更の手続きが行われていること（計画変更があった場合）

確認申請時と計画が変更された場合、計画変更申請等の手続きが必要です。

中間検査は確認申請図書との照合を行いますので、変更等の手続きを速やかに行ってください。また、法施行規則第3条の2に規定する変更（軽微な変更）の場合には、設計変更届出書の提出が必要となります。

### ④ 検査日程の調整が行われていること

申請書提出は特定工程終了後4日以内（法第7条の3第2項）ですが、円滑な中間検査実施のため、特定工程終了前1週間を目処に建築行政課へ連絡を頂き、検査日程の調整を行ってください。

### ⑤ 工事監理者による監理がなされ、必要な手直しが行われていること。

中間検査に合格しなければ、特定工程後の工程に進むことができません。

工事監理者は、特定工程終了後工事内容を確認し、建築基準関係規定に適合していることを確認してください。

適合しない箇所がある場合は、検査までに必ず手直しを完了させてください。

### ⑥ 提出書類に不足がないこと。

申請時の提出書類は、次の「3. 申請書の様式及び添付書類」を参照のうえ、不足や不備のないようにご準備ください。不足や不備がある場合は、申請書を受理できないことがあります。

※検査を予約した日程に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。（前日の午前中まで）

### 3. 申請書の様式及び添付書類

提出書類一覧（宮崎市に申請する場合）

	提出書類	備考
1	中間検査申請書 ※1	建築基準法施行規則 第26号様式※1
2	検査申請書等チェックリスト	宮崎市建築基準法施行細則 様式第20号
3	中間検査の申請に関する工事監理報告書	宮崎市建築基準法施行細則 様式第8号の3
4	中間検査チェックシート（木造用）	木造建築物の場合
5	中間検査申請手数料の算定シート	
6	付近見取図	
〈必要な場合に提出〉		
7	委任状 ※2	代理者によって検査の申請を行う場合
8	宮崎市が検査に必要とする書類	
9	設計変更届出書 ※3 （軽微な変更が生じた場合）	宮崎市建築基準法施行細則 様式第3号
10	建築主等の変更届出書 （建築主等に変更が生じた場合）	宮崎市建築基準法施行細則 様式第1号
11	工事施工者等選定（変更）届出書 （施工者、監理者を選定（変更）した場合）	宮崎市建築基準法施行細則 様式第2号
12	直前の確認済証などの写し （確認申請書や図面等も含む）※4	

中間検査申請書、検査申請書等チェックリスト、中間検査の申請に関する工事監理報告書のデータは、宮崎市建築行政課ホームページ内（各種様式）に掲載しています。

ホーム⇒産業・事業者⇒建築⇒建築確認・検査⇒各種様式（建築確認申請、中間、完了検査・取止め等）

- ※1 建築主が国の機関の長等（国、都道府県、建築主事を置く市町村など、計画通知）の場合は、「特定工程工事終了通知書（建築基準法施行規則第42号の17様式）」を使用してください。
- ※2 確認申請時に提出された委任状において、中間検査申請手続きが委任されていることが確認できる場合は不要です。
- ※3 軽微な変更が生じた場合は、中間検査申請書 第三面 11. 確認以降の軽微な変更概要の記載が必要となります。
- ※4 直前の確認済証を交付した機関と、中間検査の申請先が異なる場合に提出してください。

#### 4. 手数料の算定方法

##### ① 中間検査申請手数料一覧

中間検査を行う部分の床面積に応じて、次の表のとおりとなります。

申請対象床面積の合計		手数料 (円)
30㎡以内のもの		13,000
30㎡を超え	100㎡以内のもの	16,000
100㎡を超え	200㎡以内のもの	22,000
200㎡を超え	500㎡以内のもの	28,000
500㎡を超え	1,000㎡以内のもの	49,000
1,000㎡を超え	2,000㎡以内のもの	66,000
2,000㎡を超え	10,000㎡以内のもの	147,000
10,000㎡を超え	50,000㎡以内のもの	222,000
50,000㎡を超えるもの		407,000

※指定確認検査機関へ提出する場合は各機関へお問い合わせください。

##### ② 中間検査申請手数料の算定方法

対象床面積は、「中間検査を行う部分の床面積の合計」となります。

###### ○建築基準法で指定するもの【第1号】

共同住宅…特定工程までの床面積の合計（通常、1，2階の床面積の合計）

###### ○宮崎市が告示で指定するもの【第2号】

木造…延べ面積

鉄骨造…検査に係る部分の最下層の床面積（通常、1階の床面積）

鉄筋コンクリート造等…特定工程までの床面積の合計（通常、1，2階の床面積の合計）

## IV 中間検査の方法

### 1. 現場に準備する書類

検査では、以下書類等の確認を行いますので、準備をお願いします。

○確認申請時に提出した図面

○工事監理資料（下記のうち該当する資料を準備）

【共通】木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等・その他構造	
	地盤調査報告書（ボーリングデータ等）
	地盤改良施工報告書又は地盤改良品質検査結果報告書
	地盤改良に使用したセメントの納品書
	杭施工報告書（現場打設報告書、杭・セメント等の納品書）
	杭、地盤改良偏心報告書
	コンクリート配合報告書、骨材試験報告書
	フレッシュコンクリート各種試験報告書、コンクリート塩化物量試験報告書
	コンクリート圧縮試験報告書、コンクリート納品書
	鉄筋規格証明書（ミルシート等）
	圧接部（新 NT 等含む）強度試験報告書又は非破壊検査報告書
	配筋、型枠自主検査結果表
	目視できない部分の工事写真
【木造】	
	接合金物配置平面図（金物の強度が分かる資料含む）
	各伏図、構造詳細図等 ※法第 6 条の 4 の規定により確認の特例を受けた場合
【鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造】	
	鉄骨規格証明書（又は写しと出荷伝票。ボルト関係含む）
	鉄骨溶接部非破壊検査報告書（自社及び第三者）等

書類検査で確認する工事監理資料は、法第12条第5項に基づいて報告を求めるものです。これらの書類の整備に不備がある場合は、適法、適正な施工がなされているかの判断ができず、中間検査合格証が交付できない場合がありますので、十分に注意してください。

### 2. 外部からの目視又は寸法実測等による検査項目

- ・ 前面道路の幅員、道路後退部分の後退距離、接道長さ
- ・ 建物の配置（各方向1カ所以上） 道路、隣地境界からの後退距離
- ・ 敷地の安全性（擁壁の設置状況等）

### 3. 中間検査に関する留意事項

- 中間検査は工事監理者が適切に工事監理を行っていることを確認するための検査となります。  
検査申請書第四面の工事監理の状況欄及びこれを補完する資料等によって、工事監理・施工管理の状況を確認します。
- 検査方法は、既に施工された部分の目視出来ない部分の書類検査と現場で行う実地検査とし、「当該申請に係る工事中の建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうか」、「確認に要した図書のとおりか」の検査を実施するものです。
- 書類検査は、検査申請書第四面の工事監理の状況欄に記載された事項及びこれを補完する添付書類並びに工事監理社の検査報告、施工写真、杭工事の施工報告書、鋼材のミルシート、コンクリートの圧縮強度試験結果資料などによって行います。
- 実地検査は、目視・簡易な計測器等による測定又は動作確認その他の方法により、確認に要した図書のとおり実施されたものであるか確認します。
- 検査の結果、建築基準関係規定に適合すると認められた時は、申請者に中間検査合格証を交付します。不備がある場合は、是正が終了した後に中間検査合格証を交付します。  
なお、不備の内容によっては、計画変更の確認申請手続きを経て、再度中間検査を実施する場合があります。
- 中間検査合格証が交付されない限り、特定工程後の工程に関する工事はできません。  
中間検査の申請漏れがないように、かつ不合格とならないように、工程管理・工事監理に際してご注意ください。